

## 改正労働者派遣法（2020年4月施行）の対応について

2020年4月施行の改正労働者派遣法（労働者派遣法第30条）について当社は以下の方式で対応いたします。

1. 方式： 労使協定方式。
2. 対象となる労働者の範囲： ㈱八戸インスペクションエンジニアリングに所属する全従業員。
3. 有効期間： 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間。

令和2年4月1日

株式会社八戸インスペクションエンジニアリング